







## 業者特定理由書

下記の理由により見積業者を特定することといたしたい。

### 記

- 1 件 名 減圧弁点検整備業務
- 2 業 者 名 札幌水材 株式会社
- 3 特定理由 当該業務は、配水区域内での適正水圧の提供を目的とし設置した減圧弁の不具合に対し、適正に作動するよう点検・整備を行うものである。また、減圧弁が故障した際は、お客様への給水に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、不具合が判明した場合は、速やかに分解整備（修理）を行わなければならない、緊急を要する点検に必要な交換部品を常に確保し迅速に対応することが求められる。  
これらの減圧弁については、各製造業者独自の仕様となっているため、分解整備にあたっては、製造業者（製造業者から業務移管を受けた保守業者を含む）による高度な技術が必要で、交換部品も製造業者以外は保有していないことから、製造業者が点検・整備を行うことで継続した機能補償が担保される。  
以上のことから、当該業務の確実な履行や緊急性に対応できるのは、製品の構造を熟知している製造業者しかいないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。



# 業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

## 記

- 1 件 名 料金統合サーバ運用支援及びシステム保守業務（令和元年度下期）
- 2 業者名 株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ北海道
- 3 特定理由 本業務は、平成 30 年度に調達した上下水道料金オンラインシステムの新サーバ（以下、「料金統合サーバ」という。）について、サーバの運用支援及びシステム保守を行うものである。  
料金統合サーバでは、重要性が高い料金システム及び窓口システムが稼働しており、安定稼働が求められている。このため、本業務の受託者は、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作等について熟知し、確実な問題解決と、システム不具合や障害発生時の速やかな復旧対応が可能であることが要件となる。  
上記業者は、料金統合サーバの構築業者であり、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作等について熟知していること、また、これらの条件を満たす者は他にないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第 21 条の 14 第 1 項第 2 号